

注記 一般会計等財務書類

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 6年～50年
 - 工作物 7年～60年
 - 物品 2年～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法）
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期貸付金については、個別に改修可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が100万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについては、取得価額又は見積価格が100万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに物件費又は修繕維持費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

(2) 表示方法の変更

重要な表示方法の変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲を変更

重要な資金の範囲の変更はありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

主要な業務の改廃はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

組織・機構の大幅な変更はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

地方財政制度の大幅な改正はありません。

(4) 重大な災害等の発生

重要な災害等の発生はありません。

(5) その他重要な後発事象

その他重要な後発事象はありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

中小企業融資保証債務残高 18,642千円（但し、当市の損失補償割合は20%）

(2) 係争中の訴訟等

重要な係争中の訴訟はありません。

(3) その他主要な偶発債務

その他主要な偶発債務はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
公共施設整備基金特別会計
- ② 一般会計等の対象範囲は、普通会計の対象範囲と同一です。
- ③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	△4.99%
連結実質赤字比率	△28.40%
実質公債費比率	2.5%
将来負担比率	△77.5%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 13,737千円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 2,059,531千円
- ⑧ 過年度修正等に関する事項
重要な過年度修正等はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共資産

イ 内訳

平成31年度4月1日以降において、売却予定とされている重要な公共資産はありません。

- ② 減債基金に係る積立不足額 0千円
- ③ 基金借入金（繰替運用） 0千円
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 33,513,782千円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	22,660,238千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,691,423千円
将来負担額	37,660,165千円
充当可能基金額	12,487,427千円
特定財源見込額	7,137,311千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	33,513,782千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

特記すべき事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 利払後基礎的財政収支 1,823,427千円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	37,178,435千円	35,118,799千円
歳入に含まれる繰越金	△1,053,323千円	一千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	997千円	997千円
資金収支計算書	36,126,109千円	35,119,796千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（公共施設整備基金特別会計）の分だけ相違します。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	2,594,322千円
投資活動収入の国県等補助金収入	300,806千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	△125,575千円
減価償却費	△5,221,828千円
賞与等引当金繰入額	△21,185千円
退職手当引当金繰入額	510,729千円
徴収不能引当金繰入額	12,149千円
資産除売却益（損）	△1,219千円
貸付金未収利息計上額	523千円
純資産変動計算書の本年度差額	△1,951,278千円

④ 一時借入金

一時借入金の増減はありません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	一般会計	5,000,000千円
一時借入金の限度額	公共施設整備基金特別会計	0千円
一時借入金に係る利子額		0千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。